

記者発表資料
平成25年4月1日
水産業振興課
担当者：武川、大野澤（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う
ヒラメの出荷制限の解除について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年5月30日付けで出荷制限が指示されていた金華山以南の海域におけるヒラメについて、下記のとおり解除されましたのでお知らせします。

記

1 出荷制限解除の内容

- (1) 対象魚種 ヒラメ
- (2) 対象海域 金華山以南の海域

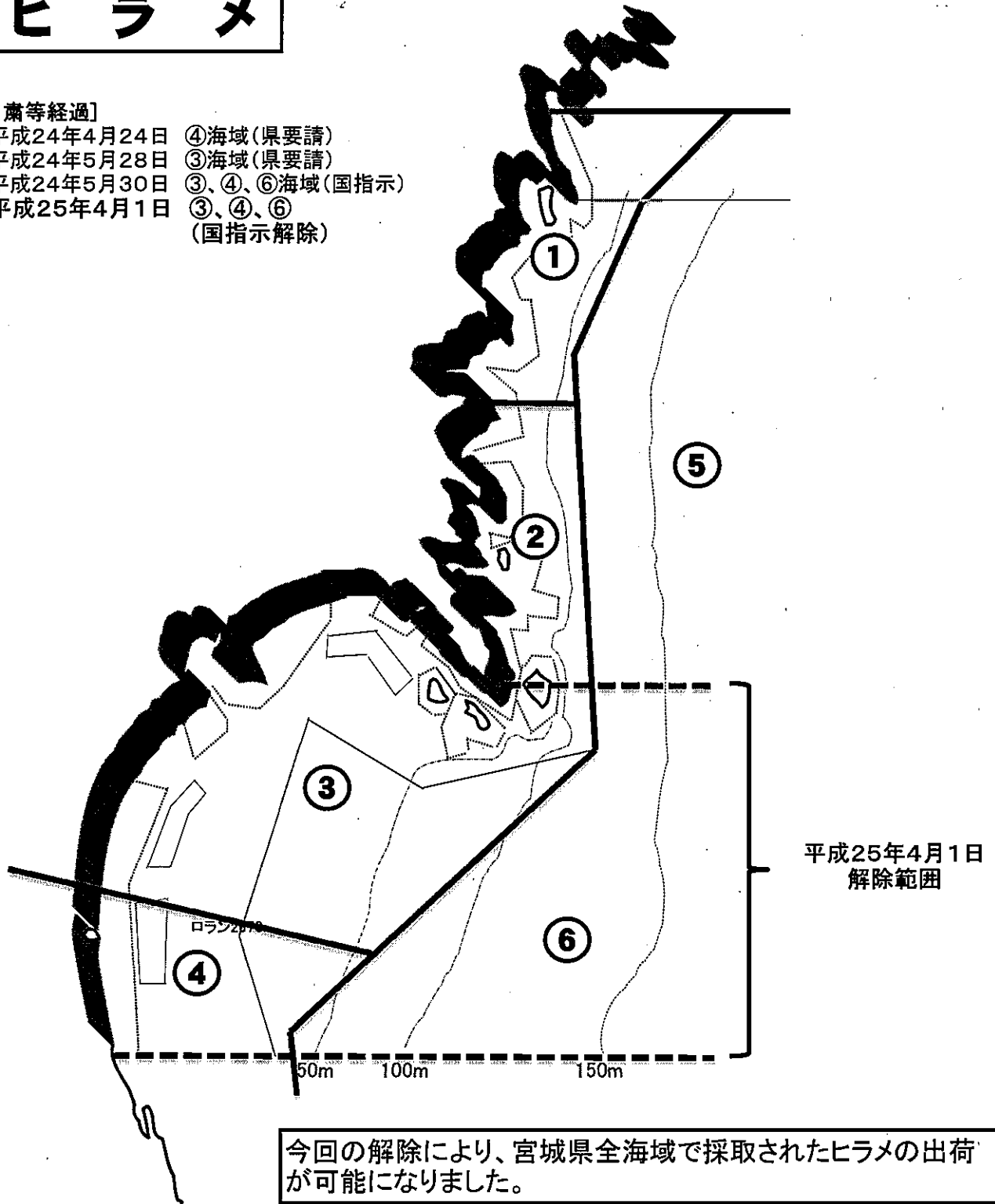
※ 今回の解除により、宮城県全海域で採取されたヒラメの出荷が可能になりました。

(平成25年4月1日現在)

ヒラメ

[水揚自粛等経過]

- 1) 平成24年4月24日 ④海域(県要請)
- 2) 平成24年5月28日 ③海域(県要請)
- 3) 平成24年5月30日 ③、④、⑥海域(国指示)
- 4) 平成25年4月1日 ③、④、⑥
(国指示解除)



今回の解除により、宮城県全海域で採取されたヒラメの出荷が可能になりました。